

卸売市場法施行規則及び卸売市場に関する基本方針の一部改正案についての
意見・情報の募集について

令和7年7月25日
農林水産省新事業・食品産業部

この度、「卸売市場法施行規則及び卸売市場に関する基本方針の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 卸売市場法（昭和46年法律35号）は、生鮮食料品等の取引の適正化と生産及び流通の円滑化を図ることを目的とし、

① 卸売市場の中でも公正な取引の場として要件に適合するものについて、農林水産大臣が認定したものは中央卸売市場（同法第4条）と、都道府県知事が認定したものは地方卸売市場（同法第13条）とそれぞれ称することができること

② 中央卸売市場及び地方卸売市場が食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項の認定を受けた食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合に助成等の支援措置を講ずることなどを定めています。

(2) 今般、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の題名が「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（以下「食品等持続的供給法」という。）に改正され、

① 食品等流通合理化計画の認定制度を再編し、これまで（1）②の助成規定の対象となっていた卸売市場における食品等の流通の合理化に係る計画は、食品等持続的供給法第8条第1項に基づく食品等流通合理化事業活動計画に含まれる形で整理される

② 飲食料品等事業者等間の取引に当たっては、持続的な供給に要する費用を含めた取引条件に係る誠実な協議の実施等を努力義務とするとともに、当該費用を特に認識しにくい品目を指定飲食料品等として指定し、当該品目に係る当該費用に関する指標の作成等を行う団体を認定するなどの制度が設けられる

③ また、卸売市場法について、中央卸売市場及び地方卸売市場の取引参加者が②の努力義務を果たせる環境を整備するため、当該卸売市場の開設者に対して、②の指定飲食料品等、費用に関する指標等を公表することを義務付ける

こと等が措置されます。

- (3) これに伴い、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）において（2）③の公表事項及び公表方法について定めるとともに、卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）についても、これらの改正を反映する必要があることから、今般、当該省令及び告示の改正案について意見を募集するものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）
(2) 農林水産省新事業・食品産業部食品流通課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。
(2) 郵送の場合
以下担当まで送付してください。
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和7年7月25日～令和7年8月23日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 卸売市場法施行規則の一部を改正する省令案
- ② 卸売市場に関する基本方針の一部を改正する告示案
- ③ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の参考資料